

# 公益社団法人 日本歯科衛生士会会員規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本歯科衛生士会（以下「本会」という。）定款第3章の規定に基づく会員の構成及び入退会等に関し、必要な事項を定める。

(会員の構成)

第2条 本会の会員は、定款第5条の規定に基づく正会員、名誉会員、終身会員及び準会員（学生会員、第二会員、賛助会員）とする。

## 第2章 正会員

(入会手続き等)

第3条 正会員として本会に入会しようとする者は、定款第6条に基づき、本会が承認した都道府県を区域とする歯科衛生士会（以下「都道府県歯科衛生士会」という。）の会員となり、本会所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 理事会の承認をもって、本会の正会員とする。年度途中に入会した場合、正会員としての権能は入会日以降に有するものとし、さかのぼって行使することはできない。

3 第1項の入会申込書には、住所、氏名等必要事項を記載し、記載事項に変更が生じたときは、所属する都道府県歯科衛生士会を通じて、速やかに本会に届け出なければならない。

4 前項の手続きは、「会員の届出等に関する事務取扱要領」に定める。

5 入会申込書に記載された事項は、正会員名簿に登録し、厳重に管理するものとする。

(正会員名簿及び情報の取扱い)

第4条 正会員名簿に登録された情報は、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(任意退会の届出)

第5条 正会員が本会を退会しようとするときは、定款第9条第2項に基づき、所属する都道府県歯科衛生士会を通じて、所定の退会届を本会に提出するものとする。

2 前項の手続きは、「会員の届出等に関する事務取扱要領」に定める。

3 退会届の受理に伴い、正会員名簿の登録を抹消する。

(会員資格の喪失の報告)

第6条 正会員が定款第11条第1項に基づき、正会員の資格を失ったときは、当該都道府県歯科衛生士会は、書面をもって本会に報告しなければならない。

2 前項の手続きは、「会員の届出等に関する事務取扱要領」に定める。

3 正会員がその資格を失ったときは、正会員名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第7条 第5条により任意退会した者が再入会を希望する場合は、第3条に定める入会の手続きを経る

ものとする。

- 2 前項による再入会者の入会金は、免除することができる。
- 3 定款第10条により正会員の資格を失った者が再入会を希望した場合は、理事会において再入会及び入会金免除の可否を決定する。

### 第3章 名誉会員

(名誉会員)

第8条 名誉会員は、定款第5条第二号に基づき、正会員のうち、本会及び歯科衛生業務の発展に功労のあった者、又は歯科衛生に関する学術研究及び教育の発展に功労のあった者に贈る栄誉の称号とする。

(推薦基準)

第9条 名誉会員の推薦基準は、原則として70歳以上の者であって、本会の定める表彰を受けた者の中から選考する。

- 2 前項の推薦基準を満たした者について、表彰審査会及び理事会の議を経て、会長が代議員会に推挙する。

(処遇)

第10条 名誉会員の称号を受けた者は、名誉会員名簿に登録し、会費を免除する。ただし、正会員としての一切の権利を失わない。

### 第4章 終身会員

(終身会員)

第11条 定款第5条第三号に基づき、正会員歴が通算40年以上であり、75歳以上に達した者とする。

- 2 前項の終身会員は、都道府県歯科衛生士会の推薦に基づき、理事会において決定する。
- 3 終身会員は、会費を免除する。ただし、正会員としての一切の権利を失わないものとする。
- 4 前項による会費免除の始期は、終身会員となった年度の翌年度とする。

### 第5章 準会員

(種別)

第12条 定款第5条第四号に基づき、準会員の種別は、次のとおりとする。

- 一 学生会員 歯科衛生士養成課程及び大学院等の在籍者
- 二 第二会員 正会員以外で、日本歯科衛生学会に直接入会した個人
- 三 賛助会員 企業・団体

(学生会員)

第13条 学生会員は、所属する歯科衛生士養成機関又は大学院等ごとに、所定の入会申込書及び学生会員名簿に記入のうえ、年度の会費を添えて本会に提出する。会費は、「会費規程」に定める。

- 2 学生会員は、次の事業を受けることができる。
  - ① 学生だよりの配布
  - ② 歯科衛生だよりの配布
  - ③ 日本歯科衛生学会雑誌の配布
  - ④ 歯科衛生士手帳の配布（企業協賛が得られた場合のみ）
  - ⑤ 卒業式における会長表彰（表彰基準は別に定める）
  - ⑥ その他学生会員に必要なこと
- 3 前項の事業は、年度途中の入会にあっては、入会日以降に受けるものとする。

（第二会員）

第14条 第二会員は、所定の入会申込書に入会金及び年度会費を添えて本会に提出し、入会通知書をもって入会とする。会費及び入会金は、「会費規程」に定める。

- 2 第二会員は、次の事業を受けることができる。
  - ① 日本歯科衛生学会学術大会への参加、発表
  - ② 日本歯科衛生学会雑誌への論文投稿
  - ③ 日本歯科衛生学会雑誌の配布
  - ④ 歯科衛生だよりの配布
- 3 前項の事業は、年度途中の入会にあっては、入会日以降に受けるものとする。

（賛助会員）

第15条 賛助会員は、所定の入会申込書に会費を添えて本会に提出し、入会通知書をもって入会とする。会費は、「会費規程」に定める。

- 2 賛助会員は、次の事業を受けることができる。
  - ① 歯科衛生だよりの配布
  - ② 日本歯科衛生学会雑誌の配布
  - ③ 日本歯科衛生学会雑誌における広告掲載料の割引
  - ④ 日本歯科衛生学会学術大会展示料の割引
  - ⑤ 賛助会員が実施する公益的な事業への協力
- 3 前項の事業は、年度途中の入会にあっては、入会日以降に受けるものとする。

（任意退会の届出）

第16条 準会員が本会を退会しようとするときは、所定の退会届を本会に提出するものとする。

（除名）

第17条 準会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該準会員を除名することができる。

- 一 定款その他の規則に違反したとき
- 二 その他除名すべき正当な理由があるとき

（準会員資格の喪失）

第18条 準会員は、前2条に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- 一 死亡したとき
- 二 会費等の納入を支払期限を過ぎて6か月以上履行しなかったとき

## 第6章 雑 則

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、代議員会の決議により行う。

### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。